

(別紙様式4)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根拠 条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
小豆島海上保安署庁舎敷地借料（前払金）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	小豆島町 香川県小豆郡小豆島 町池田2 1 0 0 - 4	3000020373249	会計法第29条の3第4項 当該場所であれば、行政事務を行うことが不可能であることから、供給者が一に特定される賃貸契約のため。	2,049,750	2,049,750	100.00%		
今治海上保安部宿舍借上（前払金）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	田頭海運（株） 今治市東島生町2 - 7 - 1 0	2500001011885	会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	890,796	890,796	100.00%		
尾道海上保安部宿舍借上（前払金）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	（有）三阪不動産 尾道市東御所町1 0 - 1 - 7	4240002051550	会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	1,008,000	1,008,000	100.00%		
小豆島地区宿舍借上（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	炭山 九十九 香川県小豆郡小豆島 町安田甲1 6 8 0		会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	1,788,000	1,788,000	100.00%		
小豆島地区宿舍借上（その2）（前金払）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	積水ハウス不動産中国 四国（株） 香川県高松市木太町 5035-6	6240001006652	会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	842,040	842,040	100.00%		
徳山海上保安部宿舍借上（前払金）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	藤原 恭子 周南市河東町6 - 1 6 - 7 1 2		会計法第29条の3第4項 建物の賃貸借契約の性質上、代替性がないことから、供給者が特定され、競争を許さないものであるため。	1,116,000	1,116,000	100.00%		
厚生課 宿泊施設借上単価契約	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年4月1日	（有）ビジネスホテル 三島 広島県呉市本通1-5- 35	4240002033846	会計法第29条の3第4項 海上保安庁職員の宿泊施設として利用するもので、仕様書に定める期間中において、25名が宿泊可能であること、呉海上保安部から概ね5km以内であること、緊急事案等に迅速に対応するため25名が同一施設で利用できる受注者は特定され、競争を許さないものであるため。	1,650,000	1,650,000	100.00%		

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
厚生課 宿泊施設借上単価契約（7月分）	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 橋本 昌典 第六管区海上保安本部 広島県広島市南区宇品海岸三丁目10-17	令和6年6月17日	（有）ビジネスホテル三島 広島県呉市本通1-5-35	4240002033846	会計法第29条の3第4項 海上保安庁職員の宿泊施設として利用するもので、仕様書に定める期間中において、25名が宿泊可能であること、呉海上保安部から概ね5km以内であること、緊急事案等に迅速に対応するため25名が同一施設で利用できる受注者は特定され、競争を許さないものであるため。	962,500	962,500	100.00%		